

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

香川国民年金 事案 312

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から50年11月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

昭和36年10月ころ自宅を新築し転居した。その際、世帯主の妻は国民年金に加入するよう言われ加入した。同時に、近隣で一番若い私が区長をすることになり、毎月、保険料の集金のため、石けんの箱を持って地区内の各家40軒超を軒並み回り、そこに私の保険料も入れて、自治会長宅（自治会長が留守の時は隣の水利組合長宅）へ持参していた。保険料額は百数十円から始まり、360円まで上がったことは覚えている。

加入の2年から3年後に、勤め人の妻等は加入しなくてもよいということを知り、国民年金から脱退し、同時に集金係も辞退した。

私が集金し保険料を納付していたことは長女も記憶しているので、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月の自宅新築時から国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているところ、同年10月から38年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人が当該期間中に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年12月に払い出されているのみで、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人は任意加入対象者であったことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険

料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が国民年金保険料の集金をしていたことを記憶していたとする長女の記憶も曖昧であり、近隣住民や自治会関係者からも申立人の主張を裏付けるような供述は得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで

私は、A社が経営するB社系列のガソリン販売店で給油の仕事をしていました。

A社が同販売店をCのD社に売却したため、当該販売店はD社とB社が設立したE社が経営することになったが、私は、経営主体がA社からE社に変わっても、引き続き同じガソリン販売店で働いていた。

申立期間においても、いずれかの会社で厚生年金保険の被保険者であったと思うので、同保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張、及びA社における厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同じ昭和 52 年 8 月 1 日に喪失し、E社において 54 年 8 月 1 日に同資格を再取得している同僚 2 人の供述から、申立人が、申立期間当時、申立人の主張するガソリン販売店において継続して勤務していたことが推認できるところ、雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人は、A社を 52 年 7 月 31 日に会社都合により退職していることが確認でき、同社の申立期間当時の役員は、「当社は、52 年にガソリンスタンド部門を廃止したことに伴い、ガソリン販売店をE社に譲渡した。その際、同販売店で勤務していた従業員 3 人には退職してもらった。当該 3 人は、E社の従業員になった。」と供述している上、E社の申立期間当時の役員も、「当社設立時には、A社で働いていた 3 人の従業員をそのまま雇用した。」と供述していることから判断すると、申立人の同年 8 月 1 日以降の勤務先はE社であったものと認められる。

一方、E社の法人登記簿により、同社の設立は昭和 52 年 7 月 11 日であることが確認できるところ、オンライン記録により、同社が厚生年金保険適用

事業所に該当したのは54年8月1日であることが確認できる。このことについて、同社の申立期間当時の役員は、「同社を設立した当時は、従業員数が少なかったため適用事業所に該当せず、社会保険に加入できなかった。」と供述し、申立人と一緒にガソリン販売店で勤務しており、申立期間当時、事務を担当していた同僚も、「52年8月1日当時、私が勤務していたガソリン販売店の従業員は、A社から移ってきた3人と役員1人であり、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入手続に行ったところ、常勤の従業員数が適用事業所の要件を満たさないとされた。そのため、私は、夫の被扶養者になっていた。」と供述している上、54年6月ころに同社に入社したと供述している同僚は、「私が入社した時のガソリン販売店の従業員は3人だけで、健康保険に加入できないと聞き、国民健康保険に加入していた。」と供述している。

また、E社の申立期間当時の役員は、「年数回、会計士に帳簿を見てもらっており、厚生年金保険の適用事業所になる前に同保険料を従業員の給与から控除したことは無い。」と供述している上、申立期間当時、同社において事務を担当していた同僚も、「同社では、私が給与計算をしていた。同社が厚生年金保険適用事業所となった昭和54年8月1日までは保険料を給与から控除していない。」と供述している。

さらに、E社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する資料及び供述を得ることができない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）には、兄が勤務していたこともあり、前職在職中の昭和 31 年 12 月に面接を受け、少なくとも 32 年 1 月から同社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の資格取得日は 33 年 3 月 1 日となっている。

昭和 33 年 3 月 1 日以前から勤務していたことを証明する修了証書があるので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 33 年 1 月 28 日付けの修了証書及び申立期間当時の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、入社日を特定することはできないが、少なくとも同年 1 月 28 日以前からA社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の総務担当者は、「申立期間当時、当社には半年程度の試用期間があり、その間は、社会保険関係は適用していなかったと思う。」と供述しているところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、「私が同社に入社する 1 年以上前から勤務していた。」と主張している申立人の兄が被保険者資格を取得しているのは、昭和 31 年 10 月 1 日であることが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した 27 年 10 月 1 日から申立期間後の 33 年 3 月 25 日までの期間に、同社で同保険被保険者資格を取得している同僚で供述の得られた 15 人中、入社時期を記憶していた 7 人の同保険被保険者資格の取得日は、入社から数か月後であり、このうち 3 人は、それぞれ、「私は、申立人と同時期に入社したと思うが、その時には社会保険は無かった。」、「申立期間当時は、誰も年金

について気にしていなかったもので、会社では、入社後直ぐには厚生年金保険に加入してくれなかったと思う。」「申立期間当時は、半年や1年間の試用期間は当たり前であった。入社時期と厚生年金保険の資格取得日が異なっているのは、その期間が試用期間であったからだと思っている。」と供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和33年3月1日に申立人を含めた15人、同年3月25日に6人の合計21人が同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、この記録について、B社の総務担当者は、「申立期間当時は、事業主及び従業員も、現在ほど年金というものに関心が無かったことから、A社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させなくてはならないという意識が無かったと思われ、その後、社会保険事務所（当時）から指導されるなど何らかの理由で、同年3月にまとめて加入させたものと思う。」と供述している上、申立人と同日の同年3月1日に同社で被保険者資格を取得している同僚は、「厚生年金保険に加入するまで、給与から同保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社での健康保険証で、同社近くの病院に通院した。」と主張しているが、申立人が通院したと思われる病院の事務担当者は、「申立期間当時、近隣に同社があったことは記憶しているが、申立期間当時のカルテ等は既に廃棄しており、申立人の通院歴は分からない。」と供述している。

加えて、B社の総務担当者は、「A社の時代からだと2回本社を移転しており、その際、古い書類については廃棄したと思われ、申立期間当時の関係書類は無い。」と供述している上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する関連資料及び供述を得ることはできず、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月9日から31年1月1日まで
② 昭和32年6月1日から39年12月21日まで

社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社に勤務していた昭和26年12月9日から31年1月1日までの期間及びB社に名称変更した後の32年6月1日から39年12月21日までの期間、同保険に加入していない旨の回答をもらったが、納得がいかない。

昭和27年6月ころ、指を怪我した際、健康保険被保険者証を使った記憶があり、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所索引簿によると、A社という名称の事業所が厚生年金保険適用事業所であったことは確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、当該事業所は、昭和31年1月1日から厚生年金保険の適用事業所に該当しており、同日以前の29年4月に入社したとする同僚は、「申立期間①において、申立人が勤務していたか否か憶えていない。」と供述している上、事業主及び申立期間①当時に在籍していた可能性のある同僚は連絡先等不明であることから、申立期間①において、申立人が、A社及びB社に勤務していたことは確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿より、申立人に対し、昭和31年1月1日付けで厚生年金保険被保険者手帳記号番号が払い出されており、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証の資格取得日も同

日付けとされていることから、申立人は、同日から厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、B社で申立期間②において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚二人のうち一人は、「申立人がB社に再入社したことは全く知らない。また、従業員的人数は少なくなっていった。」と供述しており、他の一人は、「申立人がB社に再入社したことは知らないし、私が退社した昭和34年10月ころの従業員的人数は5、6人だった。」と供述しているが、申立人は、「再入社してから退社するまでの間、従業員的人数は変わらず40、50人いた。」と主張し、従業員数の変化を憶えていないなど、申立期間②当時の記憶は曖昧である。

また、申立人の妻は、「子供が幼少のころ、1度だけ病院の窓口で医療費の全額を支払ったことがある。」旨供述していることから、申立期間②当時、申立人は、健康保険及び厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

さらに、B社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和36年3月25日付けで厚生年金保険適用事業所に該当しなくなったことが確認できる上、同名簿上には、申立期間②において申立人の氏名が無く、健康保険被保険者番号にも欠番は無い。

- 3 申立期間①及び②当時のB社の事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者記録が無く、その所在も不明であることから、申立期間当時の事情が確認できない上、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月10日から21年5月1日まで
② 昭和21年5月7日から28年6月13日まで

年金記録確認のため、社会保険事務所（当時）で期間照会をした際に、A社及びB社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間は、既に脱退手当金として支給されているので年金として受給できないと言われ、初めて脱退手当金制度を知った。

C県在住の妹に調べてもらったところ、脱退手当金の申請者が実父となっていたとの知らせを受けたが、私は脱退手当金の請求に加え、受給もしていないので詳細な調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和28年6月13日の前後3年以内に資格喪失し、かつ、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録がある申立人を含む5人を調査したところ、全員に同資格喪失日から2か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、申立期間当時は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から13日後の昭和28年6月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 27 日から同年 8 月 6 日まで

A社B局（現在は、C社D支店。）において、昭和 44 年 1 月 27 日から同年 8 月 6 日までの期間、臨時雇用されており、平成 17 年 1 月にE厚生年金基金（現在は、E企業年金基金。）に照会して、当該期間の勤務記録があることを確認した。

また、当該期間は厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の雇用保険の被保険者記録は、申立期間の一部である昭和 44 年 1 月 27 日から同年 3 月 26 日までの期間において確認できるほか、E企業年金基金及びF社から提出された勤務に関する記録や同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、F社の人事担当者は、「申立期間当時は、短時間制の特別社員（オペレーター）は厚生年金保険に加入させていたが、臨時雇（出張・病休・産休等の急な欠員に対する一時的な人員補充であり、いわゆるアルバイト）は加入させていなかったと思う。」と供述しており、オンライン記録上、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚二人からも、上記供述を裏付ける供述が得られた。

また、申立人が申立期間当時、仕事内容や雇用形態が同じであったと主張している同僚一人についても申立人と同様に、オンライン記録上、臨時雇期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該同僚は「健康保険証をもらった記憶も厚生年金保険料を控除されていた記憶も無い。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、B局が適用事業所となった昭和33年4月1日から申立期間後の45年3月25日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している28人の中に申立人及び申立人が申立期間当時、仕事内容や雇用形態が同じであったと主張している同僚一人の氏名は確認できず、健康保険の番号にも欠番が無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人に係る記録が失われたとは考え難い上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。